

(別紙1)

## 公募型プロポーザル説明書

### 1 業務概要

#### (1) 業務の目的

県教育委員会では、児童生徒一人一人の学習進度や能力、関心等に応じて、多様な学びの選択肢を提供することで、児童生徒が基盤的な学力の習得も含めて、主体的に学び続けることができている状態を目指し、「個別の状況に応じたカリキュラムの編成・実践に関する提案」を今年度中に整理する予定である。

当該「提案」の趣旨を踏まえて、県内の学校において個別最適な学びに関する実証研究を行い、実践事例の蓄積や教育効果の検証を経て、その成果を県内に広く普及することとしている。

本業務は、イェナプラン教育を参考とした自立・協働学習をベースに個別最適な学びの実現を目指す小学校（江田島市1校の予定）における実証研究の支援を目的とする。

#### (2) 業務内容

個別最適な学びに関する実証研究事業（イェナプランを参考とした自立・協働学習）支援業務仕様書（別紙2）（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

#### (4) 予算額

2,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 2 注意事項

#### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別紙3）提出期限

令和2年3月16日（月） 午後5時

#### (2) 仕様書等に対する質問書（別紙5）提出期限

令和2年3月18日（水） 午後5時

#### (3) 上記(2)に対する回答日等

令和2年3月19日（木）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

#### (4) 提案書提出場所及び期限

##### ① 提案書提出場所

広島県教育委員会事務局教育部個別最適な学び担当

##### ② 提案書提出期限

令和2年3月24日（火） 午後5時

#### (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、本件調達に係る業務と同種の業務を誠実に履行（履行中も含む。）した実績を証明する書類を申請書に添付しなければならない。

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
  - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
  - ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (6) 仕様書（及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、軽微な質問については口頭で回答するが、原則として上記2(2)仕様書等に対する質問書提出期限までに、電子メールにより提出すること。
  - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
  - ② 上記の通知を受けた者は、広島県教育委員会事務局教育部個別最適な学び担当に対してその理由説明を求めることができる。
  - ③ この説明を求める場合は、令和2年3月30日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
  - ④ 上記に対する回答は、令和2年3月31日（火）までに、書面により行う。
- (8) 支払条件  
業務完了後の一括払いとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について  
申請書等及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 申請書等及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書等及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
  - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。
    - ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
    - イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

### 3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領  
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- (別紙 2) 個別最適な学びに関する実証研究事業 (イエナプランを参考とした自立・協働学習) 支援業務仕様書
- (別紙 3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- (別紙 4) 提案書作成要領
- (別紙 5) 仕様書等に対する質問書の様式
- (別紙 6) 業務委託契約書 (案)

**【問い合わせ先】**

広島県教育委員会事務局教育部個別最適な学び担当

担当 叶松 (かのうまつ)

電話 082-513-5028 (ダイヤルイン)

電子メール kyokobetsu@pref.hiroshima.lg.jp